

## 樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区

( ): 権利設定済

森林管理局	対象計画区数 (権利設定済)	マーケットサウンディング実施年				
		R5	R6	R7	R8	R9
北海道	11 (1)	2	2	1 (1)	3	3
		日高、渡島檜山	網走東部、胆振東部	(釧路根室)	石狩空知、上川北部、後志胆振	上川南部、網走西部、十勝
東北	10 (2)	3 (2)	2	1	1	3
		最上村山、(三八上北)、(雄物川)	東青、宮城南部	津軽	米代川	下北、馬淵川上流、宮城北部
関東	8 (1)	3	2		1	2 (1)
		阿武隈川、西毛、下越	那珂川、利根上流		吾妻	鬼怒川、(八溝多賀)
中部	2 (1)	1				1 (1)
		宮・庄川				(千曲川上流)
近中	4 (1)	1	1 (1)	1		1
		江の川上流	(高梁川下流)	瀬戸内		旭川
四国	4 (1)			2 (1)	1	1
				南予、(四万十川)	安芸	嶺北仁淀
九州	4 (1)	1	1		2 (1)	
		北薩	始良		大隅、(球磨川)	
合計	43 (8)	11 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (1)	11 (2)

注1. ( ) は既に樹木採取権を設定している森林計画区又はその数(内数)。当該森林計画区ではマーケットサウンディングは実施しない。

2. 本表は樹木採取区の指定や資源の成熟等の状況を踏まえて更新する。

参考：上記森林計画区の主な選定基準

- ① 当該森林計画区における伐採計画の合計面積が、樹木採取区を指定することで、上限伐採面積(伐期齢等を踏まえて算定)を超えないこと
- ② 十分な人工林資源が存在すること(林道からの距離、林齢、地位級等に関して一定の条件を満たす人工林資源(蓄積)について、伐採計画に追加して基本形の樹木採取区を指定するだけの余力があること)

※森林計画区の伐採計画や人工林資源は、令和4年4月時点のもの